

CU三多摩ニュース

No.70

2021. 6. 20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

◆労働相談より

派遣先で契約書なく3回自動更新

その上の解雇は認められない

Aさんは大阪に本社があるB派遣会社に採用され、派遣先で4月30日で退職を告げられ、退職届を書くよう言われました。当組合の組合員である地域の市議会議員から紹介され、相談に来ました。

組合はAさんに「退職はしない、次の派遣先を探してほしい」とB社に伝えることをアドバイス。その後、B社から、「退職願いを出さなければ社会保険料を払ってもらわなければならない」等の脅しとも思える連絡がAさんに入りました。

組合はAさんと相談を重ね、①解雇無効で5月分の休業手当を支払うこと、②社会保険料はB社が負担すること、③解雇予告手当を支払うことの3点で、B社に団体交渉を申し入れました。

6月2日午後、ズームでの団体交渉が行われ、①そもそも3回にわたり『自動更新』をしており、引き続き雇用が継続されるとの期待権が生じており、解雇は認められない。②就業できなかった5月分は休業手当を支払うこと、③解雇予告手当を支払うことを要求。B社は、いったん持ち帰り検討すると回答。

最終的に、B社から①5月分については休業手当を支払い、社会保険料はそこから控除する。②5月31日を持って円満退職とする。③その他解雇予告手当相当分を解決金として組合に支払うと回答があり、一回の団体交渉で解決することが出来ました。

また、AさんはB社で働く前の1年間C社で働いていたが、雇用保険未加入で失業給付を受けられない。C社に確認し、これを遡って雇用保険に加入すること、自己負担分は本人負担とすることを確認し、失業給付を受けられる交渉を行い、今回スピード解決しました。

建設アスベスト訴訟 13 年

最高裁、国とメーカー責任を断罪

三宅一也CU三多摩書記長

建設資材に含まれたアスベスト（石綿）を吸い込み、石綿肺や中皮腫などの深刻な健康被害を受けた建設従事者や遺族が、国と建材メーカーを訴えた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決が5月17日、国と建材メーカー責任を認める判決を出しました。

【一人親方も救済】

今回の最高裁判決は、東京・神奈川・京都・大阪の4訴訟に対する統一判断です。判決は国が「1975年にはアスベストを含む建材について肺がんや中皮腫などの重篤な疾患を発症させる危険があることを示すように指導・監督すべきだった」「防塵マスクなどの保護具を使用させることを義務付けるなどの十分な規制をすべきだったのに怠った」と判断。

一人親方についても「危険に曝されるのは労働者に限られない」「救済しないこと事は、合理性を欠き、違法」と労働安全衛生法で保護される対象と結論。

建材メーカーには、発症の危険があることを表示する義務があったのに怠ったと指摘。被害を生んだ建材を特定できなくても、販売時期、地域と作業実績の関係や市場シェア率から「被告メーカーの建材が現場に届いたと推認できる」と指摘。各社の共同不法行為を認め「各社は連帯して損害賠償責任を負う」としました。そして、この違法な状況は「危険性を認識できた75年から、建材の使用や製造を原則禁止した04年まで継続した」としました。

その上で、東京・神奈川・大阪の3訴訟を高裁に差し戻し、東京訴訟のメーカー責任を否定した部分、神奈川の一人親方に対する国の責任を否定した部分を見直させ、大阪訴訟の救済対象の拡大をして賠償額を計算することとしました。

【原告 1250 人中 7 割は死亡】

大阪泉州訴訟に続く建設アスベスト訴訟は2008年5月の東京での提訴に始まり33件の訴訟で原告は約1,250人にのぼり、その7割がすでに死亡しています。今回の最高裁判決は提訴以来13年を経ての勝訴判決です。しかし、屋根工などの屋外作業従事の

原告については救済されませんでした。

【アスベストとは】

アスベストは、便利な鉱物でしたが発がん性が高く、特に中皮腫は臓器の膜に出来る腫瘍で不治の病と言われています。この発がん物質は潜伏期間が20年から30年と言われ「静かな時限爆弾」と言われています。耐火・耐熱性、絶縁性、防音性が高く、安価で特に親和性が高かったことから多くの建材に使用されました。戦後、960万トンが輸入され、その8割は建材に使用されました。特に吹き付けアスベストは耐火・耐熱材として鉄骨に吹き付けられ、

建設労働者は、吹き付け作業やその上からボードを張る際にアスベストに暴露しました。被害は建材を加工するすべての職種に出ており全建設従事者の健康被害と言えます。

【党派を超えた支援が】

アスベスト訴訟をめぐる運動では、政治課題の運動とは違う政治の動きが作り出されました。この訴訟と運動はまさに人の命の大切さを問う課題で、多くの補償と被害の根絶を求める署名への賛同国議員は1年目で約60人を超え、その後も着実に増え民主党の政権交代で一時期減少もありましたが、21年当初では衆議院465人中285人(61.2%)、参議院245人中128人(52.2%)と自民党から共産党までのすべての政党から賛同議員が集まりました。

【菅政権も謝罪し、補償基で合意】

最高裁判決後、菅首相は原告団に謝罪し、被害者に補償する基金の創設を原告団と合意しました。そして、先の国会で建設アスベスト被害者救済のための補償基金の創設法が制定されました。企業責任による拠出金については今後の課題ですが、今後も厚労省は30年で2万人の被害者がいると推計しており、将来的な被害者救済で大きな前進が作られました。

最低賃金1500円署名、再度のお願い

先月に同封しました最低地位銀引き上げの署名用紙の返送をお願いします。労働の対価である賃金の引き上げを図るべきです。昨年は最低賃金が据え置かれました。引き続き最低賃金引き上げを求めて運動

を広げたいと考えています。

労働相談で解決に至ったAさんから、ご家族の方も含めて署名を送ってくださいました。

ご自分一人の分でも構いません。署名をCU三多摩の事務所へ返信をお願いします。



その際誠に心苦しいのですが、郵送料はカンパでお願いします。

『一日八時間働けば普通に暮らせる賃金』を求めてがんばりましょう。

コミュニティユニオン三多摩協議会 第7回定期大会の告示

日時 8月1日(日) 午後2時~

場所 北多摩西教育会館

★昨年同様出席者を限定して開催いたします。
(コロナ禍の大会のため)

お知らせ

労働相談員養成講座 (単発)

○7月11日(日)午後1時~3時

○北多摩西教育会館

(CU三多摩事務所3F 国立駅下車)

○講師 白根心平弁護士

(八王子合同法律事務所)

*学習会後執行委員会を開きます。

○参加者: 執行委員と組合員又は市議

電話 042-571-1166・090-2247-1166

★いつも労働相談をつなぐ役割を果たして下さっている地方議員の皆様、今後の議会活動の一層の力になると思います。ご参加を心よりお待ちしております。

*駐車場はありません。公共交通のご利用をお願いします。